

様式2（第4関係）

パブリック・コメント制度に基づく意見等募集に係る実施結果票

パブリック・コメントの実施状況	
案 件 名	島田市ネーミングライツ事業実施要綱（案）
案件概要	市が所有する施設や市が実施する事業に愛称を付ける権利（ネーミングライツ）を団体等（ネーミングライツ・パートナー）に与え、その対価により施設等の維持運営と利用者サービスの向上を図ることを目的として島田市ネーミングライツ事業を実施するため、必要事項を定めた島田市ネーミングライツ事業実施要綱を制定する。
募集期間	平成27年8月17日（月）～9月16日（水）
担 当 課	行政経営部経営管理課行政改革担当

パブリック・コメントの結果			
提出状況	1	意見提出者数	1人
	2	提出された意見数	3件
反映状況	1	反映した意見	件
	2	既に盛り込み済みの意見	件
	3	今後の検討課題とする意見	1件
	4	反映できない意見	2件
	5	その他	件
No.	項目 意見の内容	市の考え方	反映結果
1	ネーミングライツの意義 辞書によると、命名権とは、広義では、人間・科学的な新発見・事象・キャラクターなどに名称をつけることのできる権利を指し、この中で、施設命名権利においては英語でネーミングライツと呼ばれ、スポンサー企業の企業名や製品名などのブランド名をつけることのできる権利を指すとあるため、ネーミングライツの用語の意義は、「又はその一部及び市が実施する事業」を外すこと。	ネーミングライツの用語の意義は、施設にしか愛称を付すことができない権利であるとは考えていません。 厳しい財政状況の中、新たな財源を確保することを目的として、事業を実施したいため、市が所有する施設だけではなく、市が所有する施設の一部及び市が実施する事業にまで対象を広げることにより、一層の財源確保に努めたいと考えています。	4 反映できない意見

2	ネーミングライツの付与期間	付与期間は、長期間であるほど、安定した財源確保及び愛称の定着に繋がると考えていますので、上限を設けることは考えていません。	4 反映できない意見
	付与する期間に上限を設定し、更新制とすること。		
3	ネーミングライツ事業を導入した施設の表示について	愛称を表示するすべてのものに、必ず条例上の施設名等を付記することを、要綱で規定する考えはありませんが、表示については、市民が混乱することがないように配慮した表示に努めたいと考えています。	3 今後の検討課題とする意見
	愛称のみ表示することなく、市の施設等がわかるように、補助的に施設名を付記する。		